沖縄県平和創造の森公園利用料金減免規定

第1条　趣旨

　この規定は、沖縄県と沖縄文化スポーツイノベーション株式会社が令和5年2月28日に締結した沖縄県平和創造の森公園の管理に関する基本協定書第35条に規定する「利用料金の減免」について、必要な事項を定めるものとする。

第2条　減免の対象、減免額等

沖縄県平和創造の森公園の利用料金の減免又は免除の対象となる団体等、減免額は次に掲げるとおりとする。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による中学校、小学校若しくは幼稚園の生徒、児童若しくは園児又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による児童福祉施設の児童が、授業又は教育上の目的のため教職員に引率されて使用する場合。
2. 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用する場合。
3. 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用する場合。
4. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から養育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条規定により精神障害者保健手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護人が使用する場合。
5. 前号に定めるもののほか、知事が特に必要があると認める場合。
6. 指定管理者が特に必要があると認める場合。
7. 利用料金を減免し、又は免除する額は次に掲げるとおりとする。
8. 前項第1号、2号、3号、4号にあたる場合、利用料金の全額。
9. 前項第5号にあたる場合、その都度知事が定める額。
10. 前項第6号にあたる場合、その都度指定管理者が定める額。
11. 別表（沖縄県平和創造の森公園利用料金減免表）に定める額。

第3条（利用料減免申請書の提出）

利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、利用料減免申請書様式第1号を沖縄文化スポーツイノベーション株式会社に提出しなければならない。

1. 利用料減免申請書は、沖縄県平和創造の森公園施設利用許可申請書と同時に提出させるものとする。この場合の申請者は、主催者とする。
2. 前項第2号の申請を承認した時は、利用料減免承認書様式第2号を交付するものとする。

様式第1号

沖縄県平和創造の森公園【利用料減免申請書】

令和　　年　　月　　日

（指定管理者）

沖縄文化スポーツイノベーション株式会社　殿

申請者

住所

団体・会社名

代表者

担当者

電話・FAX

次のとおり利用料の減免されるよう申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 催事等の名称 |  |
| 利用期間 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分から  令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| 利用施設 | 多目的広場 |
| 催事等の内容 |  |
| 参加予定人数 |  |
| 減免申請理由 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 減免料金 | 利用料金 | 減免額 | 減免後利用料金 |
|  |  |  |
| 減免規定対象番号 | 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号 | | |

※太枠線内は記入不要

様式第2号

沖縄県平和創造の森公園【利用料減免承諾書】

令和　　年　　月　　日

　殿

（指定管理者）

沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

（印省略）

令和　　年　　月　　日付で申請のあった利用料金減免申請について、次のとおり減免します。

|  |  |
| --- | --- |
| 催事等の名称 |  |
| 利用期間 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分から  令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| 利用施設 | 多目的広場 |
| 催事等の内容 |  |
| 参加予定人数 |  |
| 減免申請理由 |  |
| 減免規定対象番号 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 減免料金 | 利用料金 | 減免額 | 減免後利用料金 |
|  |  |  |